

あれよあれよと言う間に涼しくなり、今や寝冷えの用心が必要です。運動の・食欲の・読書の・・・秋です。今年は久しぶりに校区の運動会に出場しました。(今年は綱引きとパンくいならぬ袋ポテトチップスくい競争でした)



## 「最低賃金」改定

【最低賃金】が今年も改定されました。今回は例年になく大幅な改定で一気に 12 円アップです。これは、働いたほうが生活保護を受けるより収入が少ないという妙な仕組みを是正しようという狙いです。しかしながらまだまだ足りません。トップの東京で 821 円ですがこれを 1000 円にしないといけないとか。大手スーパーの猛反対でなかなか実現できないようですが、中小零細事業者にとっては死活問題でしょう。

みんなの給料が上がって消費に活気が戻って欲しいけど、経営者の心中を思うと複雑・・・。

最低賃金

**692 円**

(時間額)

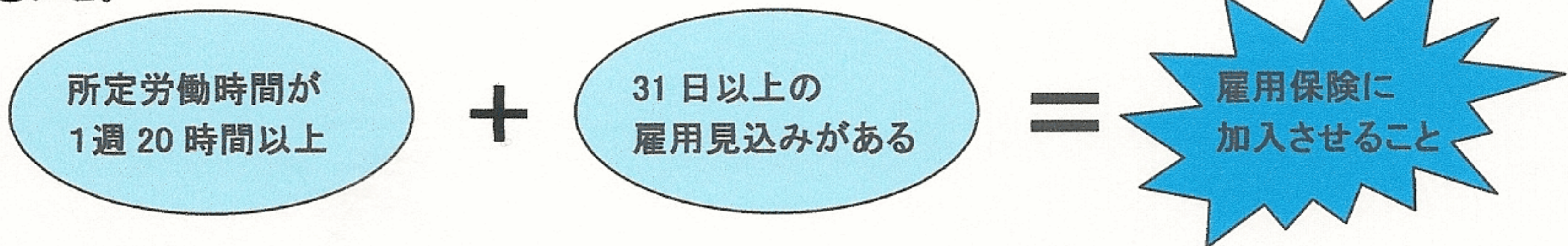
全国平均は 17 円アップで 730 円  
福岡って思ったより「いなか？」 安い

ご参考まで 1日労働時間 8 時間・1週 40 時間を越えたとき、つまり残業時間分は、  
1時間あたり 865円 です。

## 雇用保険が変わっています

実は・・・今年 4 月から雇用保険の適用範囲が変わっています。

1 週 20 時間以上の所定労働時間があり、31 日以上雇用が見込まれるときは、雇用保険に加入させなさいと。



< 当事務所は雇用保険の手続きを面倒などとは申しません。仕事ですから >  
< 採用したらご一報ください >

## 社会保険調査

年金問題が人心地ついたのか(?)突然! 社会保険の適用調査が増えてきております。基本 4 年に 1 度は調査があることになっています。

### <調査対象>

- ① 加入すべき従業員を加入させているか
- ② 被扶養者
- ③ 標準報酬が正しく届けられているか

### <調査する資料>

- ① 源泉徴収簿
- ② 源泉所得税納付書
- ③ 所得税の扶養控除等異動申告書
- ④ 給与台帳・出勤簿 等々

所得税関連の資料が増えています。①③は昔はなかったです。  
年金事務所を侮っていても、税務署は怖いということを知ったのか(- -)  
将来の無年金者や生活保護受給者を作らないように社会的責任を果たしましょう